

使用料・手数料等の見直しについて(令和元年 10 月改定)

「使用料」は、地方自治法第 225 条を根拠とする「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として徴収する料金であり、「手数料」は、同法第 227 条を根拠とする「特定の者のためにする」事務に要する費用に充てるために徴収する料金です。

使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要であり、受益者負担が必要な行政サービスを対象に適切な負担を求めるため、平成 15 年 10 月から全庁的な料金改定を実施し、以降 4 年ごとに見直しを実施することとしました。

今回の見直しは、令和元年 10 月から実施することとしており、受益者により適切な負担を求めることで、市民負担の公平性を図っていくものです。

また、条例に規定されていない使用料・手数料に準じる雑入についても、上記の趣旨を踏まえ、4 年毎に見直しを行い、必要に応じて改定を行います。

なお、指定管理者管理運営施設に係る見直しについては、指定の更改期にあわせて実施することとしています。

※ 国においては 3 年ごとに、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の見直しを行っています。

1. 受益者負担のあり方

市が行う行政サービスを性質別に分類し、施設の維持管理やサービスの提供にかかる原価（コスト）を明確にした上で、受益者負担のあり方、つまり、利用者に負担を求める割合と市税等により全体として市民に広く負担をお願いする割合を設定し、料金を改定することとしています。

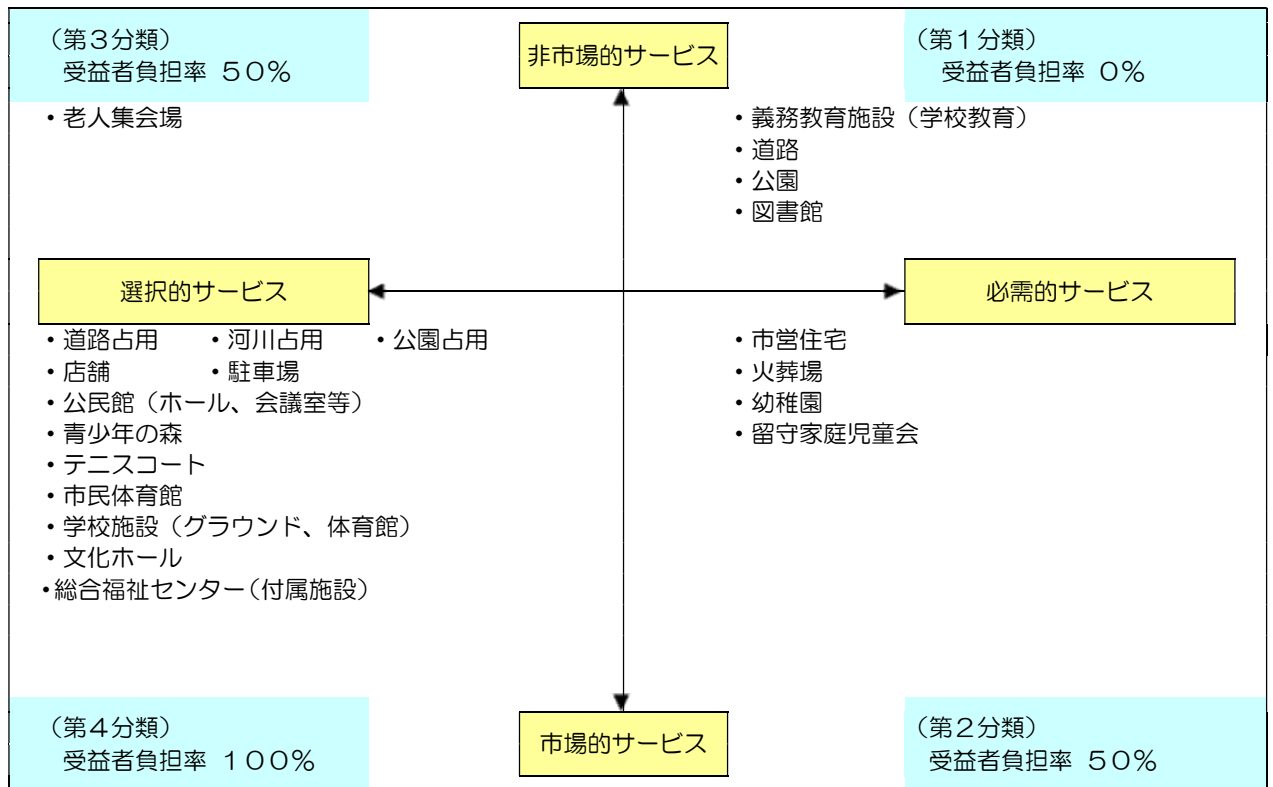
それぞれの考え方は以下のとおりです。

① 使用料

市が提供する公共サービスは、道路、公園等のように市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくいサービスから、テニスコートのように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため、市が提供する公共サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担（市が負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の割合を以下のとおり設定します。

- ◆必需的サービス……市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス
- ◆選択的サービス……より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス
- ◆非市場的サービス…市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供しているサービス
- ◆市場的サービス……市場原理により民間でも提供可能なサービス

○行政サービスの性質別分類



② 手数料

手数料については、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とします。

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に定められているものは、これらに基づいて設定しています。

2. 原価（コスト）の算定及び料金改定額の設定

① 使用料

◇ 原価（コスト）の算定

料金設定にあたっては、施設の利用等に要する原価（コスト）を算定する必要があることから原価を以下のとおりとします。

- ・ 経常的維持管理経費（電気代などの光熱水費、施設の点検費や維持補修費など）
- ・ 施設の管理に係る人件費

※ 施設の建設、用地取得、備品購入などに伴い発生するコスト（減価償却費、土地代など）については、市民に利用の機会を広く提供するための費用として公費で賄うこととし、原価算定の対象から除外します。

◇ 料金改定額の設定

算出した原価を年間の使用時間等（稼働率 50％に設定。稼働率が 50％を超えるときは実稼働率）で除し、さらに行政サービスの性質別分類による受益者負担率を乗じて利用者が負担すべき使用料額の算定を行うこととします。この算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行うこととします。

② 手数料

◇ 原価（コスト）の算定

料金設定にあたっては、手数料の対象となるサービス提供に要する原価（コスト）を算定する必要があることから対象となる 1 件あたりの原価を以下のとおりとします。

- ・ 事務処理に要する人件費
- ・ 申請用紙等の作成に係る経費
- ・ 証明書等用紙作成及び記載に係る経費
- ・ その他経常的経費

◇ 改定額の設定

算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行うこととします。

3. 見直し結果

2に記載のとおり個々の使用料・手数料等の算定を行い、

- ①使用料等においては、開設後期間の短い施設、前回料金改定を行った施設については、利用者の負担の観点から、現行料金を据え置くこととします。

その結果、今回の見直しは、

- 青少年の森の使用料：市外利用者料金導入

- 南部防災拠点利用料

- ②手数料においては、市民生活に密着しており、他市との均衡についても考慮し、次の料金のみ改定することとし、それ以外は原則現行料金を据え置くこととします。

- 幼稚園通園バス利用料：見直しに合わせ、減免制度も導入予定